

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定に関する説明会概要

1. 日時：平成27年10月9日（金）15：00～17：30
2. 場所：日本消防会館ニッショーホール2階
3. 説明者：本川農林水産事務次官、松島農林水産審議官、大澤大臣官房総括審議官（国際）、佐藤大臣官房総括審議官、櫻庭食料産業局長、今城生産局長、柄澤政策統括官、牧元林野庁林政部長、水田水産庁漁政部長、渡邊大臣官房政策課長、渡邊大臣官房国際部国政課長（司会）

4. 概要：

○渡邊国際政策課長

それでは定刻になりましたので始めさせていただきたいと存じます。本日はお忙しいところお集まりをいただきましてありがとうございます。ただ今から、環太平洋パートナーシップ協定に関する説明会を開催させていただきたいと存じます。まず、本川農林水産事務次官よりごあいさつを申し上げます。

○本川農林水産事務次官

今ご紹介いただきました、農林水産事務次官の本川でございます。本日はお忙しい中、また極めてショートノーティスの中にこうやって大勢の方にお集まりいただきましたことに対して、まずは御礼を申し上げたいと思います。TPP交渉、この5日に大筋合意を見たわけでございますが、これまで保秘が掛かっておったということもあり、なかなか内容についてご説明をすることもできずに、内容について報道で先にお知らせすることになったものですから、非常に中身が正確に伝わっていないところもございますし、ご不安をいろいろ持っておられる方も多くおられると思います。今日ここにお集まりの方だけではなくて、全国の農林業者のかたがた、関係団体のかたがた、都道府県のかたがた、まだそういう状況であろうと思います。私どもとして、まずはこの全国の説明会の場をスタートにして、きちんとした内容のご説明をさせていただきたいと思っております。お聞きいただいた中で、こういうことだったのかということも多々あろうかと思います。ただ、それでもやはりいろいろな不安であるとか懸念、こういったことがあろうかと思います。私どもとして、総理にもおっしゃっていただいておりますけれども、確実に再生産が可能となるような万全の対策を講じていきたいと思っております。それにつきましては本日、直ちに総理官邸のほうに TPP の対策本部と

いうのを立ち上げていただきました。それから、その下で農林水産業・地域の活力創造本部という本部が、これも閣僚を構成員にした組織でありますけれども、その場において農林水産関係の関連の対策を検討していく。その基本的方向はこうだといったようなことまで、今日お決めをいただいたわけであります。これを受けて先ほど、大臣を筆頭とする将来の本部を立ち上げまして、大臣のほうからは皆さんのが意見をよく伺いながら、対策の検討を進めるようにというご指示をいただいたところであります。

これから合意の内容をご説明させていただきますが、その内容についてお聞きいただきて、ご理解いただくと同時に、意見交換もあるうかと思います。こういう分野についてはこういったような対策、方向が必要であるといったようなことも含めて、どうか忌憚のないご意見を頂ければというふうに思います。それからこの後、私どもはそれぞれの地域にお伺いをして、その広さ、回数、こういったことはこれから検討させていただきますが、またご説明に各地域に参上するということになろうかと思いますので、その点についていろいろとご協力いただく方がこの中におられるかもしれません。その点についても合わせてお願ひ申し上げまして、冒頭のごあいさつにさせていただきます。どうか詳しく内容をお聴き取りいただきて、それぞれにお伝えいただき、ご要請いただくようにお願い申し上げまして、ごあいさつにさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○渡邊国際政策課長

本川次官、ありがとうございました。それでは早速、本日の議題に入らせていただきたいと思います。9月30日から10月6日まで、米国ジョージア州アトランタで開催されました TPP 閣僚会合におきまして、TPP 交渉は大筋合意に至りました。つきましては、この大筋合意の内容につきまして説明させていただきたいと存じます。松島農林水産審議官、お願ひいたします。

○松島農林水産審議官

ご紹介いただきました、農林水産審議官の松島でございます。今日は、先ほど次官の本川から申し上げましたように、詳細資料をもちまして合意の内容についてご説明し、ご質問にお答えするという感じでございます。具体的な合意内容の説明に入ります前に、資料はございませんけれども、これまでの経緯を少し口頭でご説明申し上げたいと思っておりま

す。TPP 交渉、これはもともと P4 と呼ばれた、シンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドと、4 カ国が全ての関税を撤廃する協定を結んでおりまして、それを発展する形で 2010 年に交渉が開始されてございます。

そのときはアメリカも含む 8 カ国の交渉でございましたが、それ以降、マレーシアやカナダ、メキシコ、日本と 4 カ国が参加して、現在 12 カ国の協定交渉が行われてきたということでございます。わが国の TPP 交渉の参加につきましては、8 カ国の交渉が始まった 2010 年に、当時菅内閣でございましたけれども、協定交渉への参加を検討するということを明らかにいたしまして、関係国との協議を継続してきたわけでございます。ご案内のとおりこの TPP 交渉というのは原則すべての品目の関税を撤廃するという、極めて高いレベルの交渉を目指すということで、大変関係者の皆さまがたから懸念の声もあって、協議が長引いてきたわけでございますけれども、2013 年、平成 25 年でございますが、安倍総理がオバマ大統領と協議をいたしまして、センシティビティについて確認するということが行われ、正式に 2013 年 3 月に交渉参加を決定したという経緯がございます。

その際、国会においてもさまざまな議論がございました、ご案内の国会決議も 2013 年の 4 月に衆参両院の農林水産委員会で行われまして、政府はその国会決議を踏まえて、それを指針としてこれまでの交渉を継続してきたということでございます。実際、わが国が交渉に正式に参加しましたのは 2013 年の 7 月からでございますけど、これ以降 2 年強にわたりまして、かなり精力的に交渉が行われております。特に去年、今年などは 2 カ月に一回程度行われるという、かなり集中的な交渉が行われたわけでございます。また、この交渉の特徴といたしまして、通常はこういった貿易交渉については事務レベルの交渉が中心になるわけでございますけれども、この TPP 交渉は首脳レベル、また閣僚レベルの交渉会合を中心にハイレベルで行われてきたという特色もございます。そういう中でわが国が、先ほどご説明申し上げました国会決議を後ろ盾にして、粘り強く交渉した結果、先般アトランタにおいて合意がなされたわけでございますけれども、結果的にわが国の関税撤廃率というものは約 95 パーセント程度となったということでございます。関税撤廃率というのは、関税の品目の中で、10 年以内に関税を撤廃する品目の割合を示す指標でございますけれども、この TPP 交渉他の参加国の関税撤廃率を、現在暫定値でございますが見てみると、日本以外の 11 カ国は全て 99 パーセント以上の関税撤廃率になっていると。その中でわが

国については、95 パーセントに何とかとどまる形で、一定の国境措置を確保してきているということをまず申し上げたいと思っております。

それぞれ品目ごとの合意内容につきましては後ほど詳しくご説明しますけれども、ご案内のとおり、わが国の農産物はそれぞれさまざまな仕組みで守られています。例えば重要 5 品目について例を申し上げれば、米や麦は国家貿易制度で輸入されておりまし、また、砂糖、でんぶんについては価格調整制度という仕組みがございます。乳製品については、チーズなどは関税だけでございますけれども、脱脂粉乳、バターなどについては alic (独立行政法人 農畜産業振興機構) といったところが一元的に輸入しているという形になっていると。また、牛肉、豚肉については関税のみの保護でございますけれども、豚肉については差額関税制度という特殊な制度をもって、国内の生産を守っているということでございます。そういった複雑な制度があるということに加えまして、品目ごとの特色もさまざままでございます。内外の品質格差が比較的小さな、例えば麦などのような品目もあれば、差別化が図られている例えば牛肉であれば、和牛とホル斯坦の肉というのには完全に差別化されている。そういう品目ごとの差もあります。

それから、重要 5 品目ではございませんが、わが国としてこれまで守ってまいりました、例えば果実などにつきましては、非常に季節性が高いということで、貿易制度の中で季節関税という形で季節ごとに税率を変えるといった仕組みがございます。本当にそういった、品目とさまざまな貿易制度、また関税の仕組み、国内産品の特性がある中で、品目ごとにかなり細かな、その特性に応じた合意が行われてございます。なかなか資料を配布するだけでは十分ご理解できないところ、また資料をご覧いただくだけでは合意の内容が、国内生産にどういう影響を与えるのかということが分かりづらいところがございますので、こういった今日の機会を利用して、私どもからご説明申し上げ、またご質問の点についてはご質問をいただいて、ご理解を深めていただければというふうに思っているところでございます。

本日は具体的な合意内容の説明については、交渉開始当初から農林水産省で TPP 交渉の交渉官として参画しておりました国際担当総括審議官の大澤が今日来ておりますので、大澤に説明させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○大澤大臣官房総括審議官（国際）

ご紹介いただきました、国際担当の総括審議官の大澤でございます。

私は 2 年前に、当時国際部長でございましたけれども、マレーシアにおきますコタキナバル会合から日本が TPP に参画いたしました頃、農林水 20 以上の団体をそれぞれ個別に回らせていただきまして、それぞれの品目の状況を忌憚のないご意見を伺いながら交渉を進めてまいりました。本日、10 月 5 日付で大筋合意に至りました内容についてご説明させていただきますけれども、それぞれの品目の特性に応じまして、さまざまな手段を付けられまして、単なる関税だけの議論にならないように、そして国会決議を踏まえて、再生産確保になるような土台を作れるような措置を取るようにということで交渉をやってまいりました。またその内容をご説明させていただきたいと思います。時間がかかりますので、座らせて説明させていただきます。

また、正面のスクリーンにパワーポイントを用意いたしておりますが、お配りしてある資料をまず確認させていただきますと、説明資料としては二つの資料を主に使いたいと思っております。一つは、TPP 農林水産物市場アクセス交渉の結果という資料でございます。これは初めの 4 ページが文章だけで、全ての農林水産物の市場アクセス交渉の概要を記してあるものでございます。その後に、色刷りで米から始まります品目ごとの資料を用意させていただいております。これまでが 10 月 5 日段階で、アメリカアトランタで公表された資料でございますが、昨日、追加資料という形でもう一つの資料を用意させていただいております。題名は、TPP 交渉農林水産分野の大筋合意の概要（追加資料）という題名でございます。こちらにつきましては、10 月 5 日段階で公表いたしました資料が、重要 5 品目中心の資料でございまして、当座間に合わせるためにその部分を中心に早く作らせていただいたわけでございますけれども、その他の農産物関連、それから林産物、水産物の詳細等につきましてまとめた資料でございます。今日は各県の方もいらっしゃっておりますし、各県ごとに、それぞれの地域ごとに関心の品目もあるかと思いますので、この資料も説明をさせていただきたいと思います。ただ時間の関係もございますので、どうしても説明は概略になってしまいますが、本日は各局担当課長、局長等お見えですので、質問の時間の中でそれのご関心に従いまして、質問をして補足していただければというふうに考えております。なお、その他に内閣官房 TPP 政府対策本部が作成いたしました、環太平洋パートナーシップ協定の概要という厚い資料がございますが、これは全分野をカバーしたものでございまして、これもまた 10 月 5 日にアトランタにおいて公表されている資料でございます。その他、本日は総理大臣の記者会見、農林水産大臣の談話等、この一連

のステートメント等の資料も用意させていただいてございます。

本日はパワー・ポイントを適宜使おうと思っておりますけれども、パワー・ポイントにある内容は、お配りしている資料の主にこの最初の資料、市場アクセス交渉の結果というものの後ろの、米から始まる資料の一部を抜き刷りしたものでございますので、あらためて資料はお配りいたしておりません。説明の際、資料の何ページということはお話しいたしますので、適宜その資料も参考にしていただければと思います。用意をいたします。

それではまず、早速米から説明いたします。米の資料の、これは上の部分でございます。全体の内容を説明したものでございます。先ほどの農林水産審議官からも説明がございましたように、米につきましては、国が一元的に輸入を管理するという制度を取ってございます。この 77 万トン、正確には 76 万 7,000 トンが WTO で決まっておりますゆえ、いわゆるミニマム・アクセス米でございます。ミニマム・アクセス米を越えて輸入をしようとしますと、もっと高いです。キロ当たり 341 円の税金が掛かります。これを払って輸入をしたいということも、ないことはございませんけれども、341 円も払うわけでございますので、極めて特殊なリゾット用のイタリアの米であるとか、そういうものが入ってくるだけでありまして、ほんの少しの数量ということで、基本的にはこの 76 万 7,000 トンが毎年輸入されてくるという仕組みでございます。国が一元的に管理することによりまして、その輸入米は主に加工用に販売する他、飼料用、援助用に活用しているというのが現在の総合的な輸入管理のシステムでございます。用途限定なしで、主に主食用等にも使われますが、この既存の SBS 枠ということでございますが、SBS というのは輸入業者と実際の実需者がセットで入札に参加するシステムでございますので、国内の価格の動向等によりまして、この輸入米について関心がないという年には、去年も実際にそうだったわけですが、この SBS 枠を通じては 10 万トンまでは入ってこないという、実需次第の枠でございます。今回の合意内容につきましては、この国家貿易制度については維持されました。それから枠外税率という、先ほどの極めて特殊なケースしか入らないような高い関税については、これも維持されたところでございます。加えまして、今回の TPP 枠では、先ほど少し説明しましたけど、SBS 枠方式、輸入業者と実需者がセットで、決まったときに初めて輸入される方式の国別枠というものが設定されたわけでございます。その数量につきましては、この図の下のほうにございますけれども、アメリカ枠が 5 万トンから 7 万トン、当初 3 年は 5 万トンを維持いたします

が、その後徐々に拡大をいたしまして、13年目以降に7万トンというところでございます。豪州枠につきましては、6,000トンからスタートいたしまして、13年目以降8,400トンということでございます。TPP諸国の中には他にも米の生産国はございます。ベトナムは世界第3位の輸出国でございますけれども、ベトナム、それからペルー、メキシコなどが生産されておりますが、それらについてはアクセスを行わない。新しいアクセスは約束しないという形になってございます。その他、資料のほうをちらっと見ていただきますと、調整品・加工品については、一定の輸入がある品目について関税を5パーセントから25パーセント削減という、他と比べますと非常に少ない関税の削減にとどめてございます。輸入量が少ないもの、あるいは関税率が低い品目につきましては、関税を削減、撤廃という形で合意いたしてございます。

続きまして小麦でございますが、これも同様の国家貿易制度を取っておりますけれども、米との違いは、必要な麦については全て入るような大きな枠が決まっているということでございます。この資料の真ん中のほうにございますけれども、枠数量という所の下の所を見ていただきたいのですけれども、現在のWTOの枠数量は574万トンでございます。現在入っております数量は、ほぼTPP国からだけでございますので、この下にございます543万トンということで、約30万トン実際に枠が埋まっているないという状況でございます。今回、この国家貿易制度は維持されます。それから枠外税率、この制度の外から入ってくるものはこの枠外税率でほぼ入らなくなっているわけでございますが、これも維持されます。それに既存のWTO枠に加えて、米国、豪州、カナダに国別枠を設定いたします。これもSBS方式ですので、輸入業者と実需者がセットになったときに初めてこの枠が使えるという仕組みでございますが、こちらについてはこの数量でございます。真ん中のほうにありますが、アメリカでは11万4000トン、カナダが4万トン、豪州が3万8,000トンから始まりまして、7年目に、書いてあるような数字に増えていくわけでございます。既存のこの枠の総量と、その輸入量から見ますと、非常に小さい数量でございまして、かつ現在のこの輸入量がほぼ実需を満たしているということからしますと、実際にはこの543万トンというものの一部が減りまして、こちらの新しい枠を使ってくるということが想定されると考えてございます。なお、これに加えまして小麦につきましては、既存のアクセスにつきましてマークアップ、これは一種の関税と同じ機能を果たすわけでございますが、一元輸入をしております国が輸入する際に徴収している差益でございます。これは現在キロ当たり17

円取っておりますけれども、これを 9 年目までに 45 パーセント、徐々に削減していくという決定もされてございます。

大麦でございます。これは資料の 3 ページでございますが、大麦も同様のシステムでございますが、同様に国家貿易制度の維持、枠外税率の維持ということと、既存の WTO 枠に加えて TPP 枠を新設するというわけでございますが、これも需要次第という枠でございます。それからマークアップは 45 パーセント削減ということで同様でございます。大麦は餌用の数字を含めてここに書いてありますと、実際の輸入量は食用だけ書いてありますが餌用が大体 100 万トンぐらいでございますので、全部合わせても枠の数量よりもかなり下回る実績になっているということで、必要とされる輸入大麦は入っているという、かつ枠が余っているという状況でございます。ですので、小麦と同様の枠のシフトが起こるものと考えてございます。

麦芽につきましては、現在国内の需要を勘案した形で運用されます関税割当制度がございます。それ以外のものについては高い枠外税率を引いておりますので、実際にはこの関税割当制度の下で入ってくるわけでございますけれども、その一部につきまして国別枠というのを、カナダなり豪州なり米国に設定するという考え方で合意をいたしてございます。

続きまして、資料では 5 ページでございますが、砂糖でございます。砂糖につきましてはご承知のとおり、糖価調整制度によりまして、輸入する業者から一定の調整金を徴収し、それを生産者対策に充てているところでございますけれども、それにつきましては基本的枠組みは完全に維持されます。日本とオーストラリアの EPA が先般締結されたところでございますけれども、そこでの決着はここにありますけれども、高糖度原料糖、糖度が高いんですけども精製糖の原料に使われる糖につきまして、少し優遇した措置を日豪の EPA で措置したところでございますけれども、それと同様の仕組みによる無税、調整金の削減というのを行ってございます。加えて、最大 500 トンということですが、現在でも特殊なこの調整金制度の基本と関係ないような需要、特殊な需要につきまして、個別に判断して無税・無調整金で輸入する制度がございます。こちらにつきまして、その枠組みを活用いたしまして新商品開発用の試験輸入というのを、これも個別に案件ごとに判断して輸入を認めるという制度も作るところでございます。砂糖の仕組みで、この高糖度原料糖につきまして、右下の赤く塗ってある所、調整金の水準を下げ、それから税金、関税については 0 にするという仕組みでございます。砂糖につ

きましてはその他、含糖率の高い調製品というものがございます。こちらについてはあまり輸入が多くなりますと、この糖価調整制度自体の問題にも関係してくるわけでございます。ということで、今回 TPP の中で、特にシンガポール等から輸入の拡大の要望が強かったわけですが、現在のここにありますように、特に上の 3 つが非常にセンシティブなものでございますけれども、枠内の税率についても撤廃ではなくてほぼ半減、あるいはもう少し残すという形で措置してございますし、枠の数量につきましても TPP の 3 カ国の輸入数量よりもかなり低い水準で合意に達したところでございます。

でんぶんでございますけれども、こちらにつきましてはこの次を見ていただいたほうが早いと思うんですが、現在の糖価調整制度は維持した上で、現在どういうふうになっているのかといいますと、WTO で約束した数量が 15 万 7,000 トンでございますけれども、実際上はそれ以上の需要がございまして、追加割当数量 1 万トンで運用いたしております。この 1 万トンの部分の 4 分の 3 を TPP 枠として、新しく TPP メンバーに専用の枠として使うということでございます。ですので、この 16 万 7,000 トンという現在の輸入数量には影響を与えない形で措置をしたところでございます。これに加えまして、特定のでんぶんについては一定の国別に限定いたしまして、関税割当を設定したところでございます。表にありますような、資料ですと一番下ですけれども、イヌリンなりコーンスタークなりで非常に限定的な枠を作っているところでございます。

牛肉でございます。牛肉につきましては、非常にアメリカの過去の FTA では全て関税撤廃ということで、FTA の中でも最も厳しい交渉を行ったところでございます。こちらにつきましては、特にまた日豪 EPA が締結されたということもありまして、そことの比較という形でも激しい議論が行われたところでございます。決着といたしましては、当初 27.5 パーセントまで発効時に下げまして、それから 0.8 パーセントずつ毎年 10 年間下がっていきます。10 年後には 20 パーセントになります。それから、10 年目から 16 年目までの間に、さらに 9 パーセントまで下げていくということに決着をいたしてございます。そのすべての期間におきましてセーフガードを設定いたしております。そのセーフガードにつきましては、徐々にそのセーフガードの税率も下がっていくという形でございます。

セーフガードの内容でございますが、これは資料では 8 ページになります。スクリーンでは図をお示ししますが、前の資料の文章の所と合わ

せて見ていただきたいと思いますけれども、初年度のセーフガードが発動する数量は 59 万トンということでございます。平成 25 年の輸入数量は 53 万 6,000 トンでございます。現在のセーフガード、関税緊急措置は 17 パーセント増で発動するということになっておりますが、この数値は約 10 パーセント増の期間でございます。それから徐々に年 2 パーセントずつ上がっていくということでございますが、10 と書いてある 10 年目は、先ほど関税の所では 20 パーセントになる時期というふうにご説明いたしております。20 から 9 になるこの 10 から 16 までの年次が一番厳しい状態だと理解しておりますので、こちらにつきましては四半期ごとの発動数量も設定しながら、四半期ごとに数量の増加を抑えていくという考え方になっております。ちなみに日豪の EPA でのセーフガードにつきましては年間発動でございますし、こちらの TPP も年間発動でございますが、この期間については四半期ごとも発動する。年間数量でも発動しますけれども、四半期ごとに発動するという形になっているところでございます。

それから豚肉でございます。豚肉につきましては、現在差額関税制度というものを取っております。差額関税制度というのは、真ん中の図にございますけれども、この 524 円という所が、関税額が一番少なくなるような仕組みでございます。いろいろな関税がございますけれども、この図の下の線が輸入価格でございます。例えば 524 円で入ったときには、ずっと上がっていって折れ線グラフのところでお金を徴収すると。ここにときには大体 22 円半ぐらいでございます。そこが一番関税額としては少なくなりまして、それより下の価格でも上の価格でも関税は余計払わなきゃいけないという制度でございます。ずっと行きまして、最大 482 円ですけれども、そういうものは世の中にはあまり存在しませんで、この輸入価格がキロ当たり 64 円というような豚肉はございませんので、実際上はかなり前のところです。例えば 400 円とか 300 円とか、そういうところのものとしては存在いたしますけれども、余計払わなきゃいけないと。ではどうするかと言いますと、安い部位と高い部位を組み合わせて、この 524 円になるように組み合わせた輸入が行われているというのが現行でございます。税金額ベースでやるとこういう形になりますけれども、このところが税額が一番少ないということで、あとは払ってしまうと、組み合わせで払えばここで済むのが、単品で払うとこれだけ払わなければいけないということで、ここでみんなやるように努めているのが現在の仕組みで、これが差額関税制度です。ですからこの 524 円が分岐点価格と言われていますけど、これが下がってしまいますと、

その分だけ安い部位が入りやすくなってしまうということでございます。これを今度は徐々に従量税、従価税とも下げていくということなんですが、現在のように差が 524 円のところが一番少なくなると。こっちに行きますと、それこそその分だけ安い部位も組み合わせて入りにくくなりますんで、依然としてここの部分が今組み合わせて一番有利になるという仕組みを維持してございます。その際、今ここで払っているのは 22 円半ぐらいでございますので、そこにはならないように 50 円という形で関税削減をとどめたというのが今回の決着でございます。

以上がこの文章で書いてあるところでございますが、加えまして、それは言いましても、ここのところでともかく市場開拓等々の理由で、単品で入れようという人たちもいないとも限りませんので、セーフガードも合わせて措置しているということでございます。セーフガードの仕組みにつきましては、この高い部分が従価税ですが、従価税部分、それから従量税部分、それぞれにつきましてセーフガードを措置しているところでございます。特に、このセーフガードの発動数量でございますけれども、年間 9 万トンからスタートしまして 15 万トンまでということで、このソーセージ等の生産量を勘案して、抑制的になるように数量を設定しているところでございます。

続きまして 5 品目の最後で乳製品でございますが、脱脂粉乳、バターにつきましては、この制度も米、麦と同様でございますが、実施期間が少し違いまして、alic、農畜産業振興機構が国の役割を果たしまして、国家貿易制度でこの約束数量を運用しているところでございますが、これはそのまま維持されます。昨今、特にバター、脱脂粉乳は不足しておりますので、これをこのような実績で追加輸入が行われているところでございますが、生産もこれから回復してまいりますので、TPP 枠ではそれを合計 6 万トンから 7 万トンという形で、この 7 万トンより上には増えませんので、この数字と比べますとかなり抑制的な形で追加的な TPP 枠というものを設定しているわけでございます。この脱脂粉乳、バターの輸入元の 9 割はニュージーランドでございまして、アメリカなりオーストラリアを入れますと、ほとんどが TPP 諸国からでございます。ですので、新しい分については、今までの追加輸入の一部が置き換わるというふうに理解してございます。枠内税率についても一定程度維持する形にいたしてございます。

それからホエイ、これはチーズを作るときの副産物でございますけれども、実はたんぱく質が高いものが科学的にできるようになってまいり

まして、たんぱく質含有量が脱脂粉乳とかなり近い部分が出てきております。これにつきましては、これも厳しい折衝をしたわけでございますけれども、議論の結果、農産物の中で一番長い、21年目までの関税撤廃期間ということをいたしたところでございますし、同様に脱脂粉乳と競合するような場合については、20年目のセーフガードを設置したところでございます。ホエイにつきましては、アメリカでは筋肉増強用等に使われているようでございますが、同じものが場合によっては脱脂粉乳と代替するということで、そういうような代替がしそうな場合にはセーフガードを発動するという考え方でございます。具体的な中身については資料をご参照いただきたいと思います。

チーズでございますけれども、これも今は関税だけのシステムと、一部プロセス原料用チーズについて抱合せ制度がございます。関税だけのシステムにつきましては、これもアメリカが特にチーズの輸出国でございまして、非常に最近輸出力を伸ばしておりますので、厳しい交渉が行われたわけでございますけれども、これから日本人の志向に合うもので伸ばしていくかなければいけないモツツアレラ、カマンベール、プロセスチーズ等の関税は維持したとともに、チェダー、ゴーダという形で、原材料として使われるものやクリームチーズにつきましては、関税撤廃はしますが、長い経過期間ということで体質強化の期間を長く取りたいというふうに考えてございます。なお抱合せ制度は維持されてございます。その下の図が関係する資料でございます。

続きまして林産物でございます。14ページでございますけれども、こちらにつきましては、国ごとに同じものでもセンシティビティが全く異なります。熱帯か亜寒帯か等々によって植わっている木も全く違いますので、そうなりますと、全ての国を同じように考えるのではなく、国別に考えて最もセンシティビティが高い国からの材の輸入について個別に対処していくという考え方を取った次第でございます。そういうことで、ここにありますように輸入額の多い国、輸入額の伸びが著しい国、合板でしたらマレーシアなりニュージーランドなり、チリなりベトナムなりでございますし、それから製材でありましたら、SPF材についてカナダであったりいたしますけれども、そういうものについて国別に考えまして措置をしたところでございます。これは今の関税が6から10でございますけれど、発効時に関税を半分にいたしまして、16年目に撤廃いたしますが、初めから撤廃後に至るまでセーフガードを措置いたしまして、輸入量が、これは現行輸入量程度からスタートして、それから徐々

に 2 パーセントずつ上がっていくという考え方ですけれども、その数量に達した場合には今の関税に戻るというシステムを取ってございます。それから製材についてはカナダの例ですが、同様に 4.8 のものを 2.4 に下げ、数量が上がったときにはもう一回 4.8 に上がるという制度を取った次第でございます。

それから水産物でございます。水産物につきましても、これは攻めの関心もございますけれども、センシティビティに応じていろいろな対応をしたわけでございます。特にまず、関税削減にとどめたものについてはのり、昆布等がございます。それから水産の中で一番長いものはアジ、サバでございますし、それから 10 年以上のものとしてはメバチ、ミニマグロ、クロマグロ、その他等々でございます。

次に輸出関心品目でございます。輸出につきましては、わが国農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目というのを、輸出戦略で設定しておりますけれども、その全てで関税撤廃を獲得することができました。具体的には牛肉、魚類、それから果物、米、しょうゆ、花などでございますけれども、そういうものについて全て関税撤廃を最終的には獲得いたしております。加えて、米国向け牛肉につきましては、15 年で関税撤廃ということでございますが、それに至るまでも、現在の輸入実績の 20 倍から 40 倍に相当する無税枠を設定したところでございます。現在もアメリカは関税割当を取っていまして、国別に低い税率で入るという制度でございますが、これが今 200 トンでございます。大体今、枠を超えて輸出が行われておりますけれども、これについては当初 3,000 トン、それから最終的に 6,250 トンということでございます。その他に国についても書いてあるような撤廃を行っております。それから魚につきましては、全て関心品目について即時撤廃ということでございまして、その他についても即時撤廃なりいろいろな形での撤廃を措置してございます。以上がパワーポイントによる説明でございます。以降は昨日できました資料に基づいて説明いたします。先ほどもお話ししましたとおり、品目がかなり多数にわたっておりますので、こちらにつきましては概説的な説明をいたしたいと思います。個別にご関心のところにつきましては、ぜひ質問をしていただきたいというふうに思います。

まず 1 ページ目をご覧いただきたいと思います。資料の名前をもう一回確認させていただきますと、TPP 交渉農林水産分野の大筋合意の概要（追加資料）という資料でございます。その 1 ページ目をお開けいただきたいと思います。5 品目以外につきましては TPP からか極めて高いレベルを求められておりましたので、非常に厳しい交渉でございましたけ

れども、国会決議でも 5 品目等と書いてあることをよすがといたしまして、粘り強い交渉をいたしました。その結果、地域の非常に重要な特産作物でございますものの一部につきまして、関税撤廃でない制度を維持できる成果を措置したところでございます。

その代表例が小豆でございまして、これは、今、関税は枠内が 10 パーセント、それから枠外が非常に高い、キロ当たり 354 円ということで、こちらにつきましては枠外はほとんど入らないという仕組みになってございます。その資料の合意内容は枠内を即時撤廃、枠外を現行維持ということでございますが、その横の数字を見ていただきますと、国内の生産量は 7.1 万トン、輸入が 2.6 万トンの中で、TPP 諸国が約 1.1 万トンの輸入でございます。残りの約 1.5 万トンはほとんどが中国からの輸入でございます。現在でもその単価は中国のほうが相当安いございます。ですから、これで枠内関税を撤廃したことによりまして、カナダの競争条件が若干上がりますけれども、いずれにしろ枠外は維持されておりますので、この枠の中での、中国とカナダの競争ということは起こると思しますけれども、その外に出てくることは制度上ないという形で措置したところでございます。いんげんも同様でございます。品目別にいろいろ見てまいりますと、例えば落花生につきましては千葉県、茨城県の重要な作物でございますけれども、一定の差別化が現在でも行われて、国産のものが 4 倍から 7 倍で取引されているというふうにも聞いておりますので、こちらについては段階的に、比較的長い期間を取っておりますが、撤廃という形で措置しているという形で、品目ごとにいろいろな交渉をしたわけでございます。こんにゃくにつきましても、現在は TPP 諸国からの輸入はほとんどない状況でございますけれども、これにつきましては非常に高い枠外税率がございます。キロ当たり 2,796 円ということでございますので、この枠外を段階的に削減した上で、15 パーセント削減した上で、むしろ枠内を維持するという形で品目の特性に応じた形での措置をいたしたところでございます。その他、茶につきましては資料を見ていただきますと、やはり中国からの輸入が非常におおございまして、TPP 諸国からの輸入はほとんどない状況でございますので、段階的な撤廃という形にさせていただいたところでございます。

次のページでございますが、2 ページ目は園芸関連作物でございます。これも大体のところをお話しいたしますと、基本的に先ほどの 1 ページにありましたように、TPP 諸国からの輸入がどの程度か。それから、制度がどうなっているのか。それから差別化が図られているのかどうかという観点から、個別にきめ細やかに措置を検討したところでございます。

トマト加工品につきましては、現在でも国産のものが契約栽培なり、一定のストレートジュース用に差別化されている等々を踏まえまして段階的な撤廃の道を選びさせていただきました。オレンジにつきましては、季節ごとに関税の重要性が異なるということで、現在でも季節関税という形を取らせていただいておりますけれども、こちらもそこからスタートし、季節ごとに関税の撤廃の年数を変え、かつハイシーズンにおいてはセーフガードを措置するという形で対応いたしてございます。それからオレンジジュースにつきましては、ほとんどの輸入がブラジルから行われているということを考えまして、段階的な撤廃という形を取らせていただいております。りんごについても同様でございまして、輸入があるもの、ないものございますけれども、生果についてはほとんど南半球の特性を利用したものぐらいしかないということ。それから果汁につきましても中国からのものがほとんどだということを考慮して、比較的長期の撤廃ということで措置させていただいてございます。パイナップルについても、今ある輸入はほとんどがフィリピンからでございますので撤廃。それから、パイナップルの缶詰につきましては、これは枠内と枠外という制度がございますので、この制度を維持するということで、沖縄の需要生産に最大限配慮したところでございます。枠外についてはわずか 15 パーセントの削減というということでございます。さくらんぼもアメリカがございまして非常に厳しい交渉でございまして、差別化は図られているんですが非常に象徴的な点もございますので、なるべく粘り強い交渉をいたしました。段階的に 6 年目に撤廃という形にしてございます。ぶどうにつきましては、完全に差別化が行われているということで関税撤廃の道を選びさせてございます。

3 ページは、オレンジのセーフガードの仕組みでございますので、3 ページ、4 ページはその資料でございますので省略をさせていただきます。それから 5 ページ目は、牛肉・豚肉の調整品でございます。これにつきましてはほとんど見ていただければお分かりのとおり、非常に長い期間での関税撤廃という形で措置させていただいておりまして、十分な体質強化の期間を何としても取りたいということでセットさせていただいているところでございます。それから一部の豚肉調製品につきましては、セーフガード、特にハム、ベーコンなどにつきまして措置いたしてございます。その説明資料は、合意内容につきましては 6 ページですが、こちらは時間の関係でご興味のある方は質問の時間に回させていただきたいと思います。7 ページ目は乳製品のものでございますが、こちらも非常に詳細にわたりますので、ご关心のある方はご質問をぜひしていただきたいと思います。

だきたいと思いますが、それぞれにつきまして、例えば全粉乳、バターミルクパウダーにつきましては、抱き合せの仕組みを使いまして、国産の全粉が確実にこの TPP の後も使用されるような措置を取るとかという、その他についても全体の需給をよく見ながら、少量の枠内の数量にとどめるなどの措置を取っているところでございます。8 ページも同様の乳製品の続きでございますが、国内の生クリームの需要先として、非常に重要なアイスクリームについては、非常に撤廃圧力の強い中で削減にとどめているところでございます。その他いろいろでございますけれども、説明は省略させていただきます。

9 ページにつきましては、鶏肉、鶏卵、軽種馬、天然はちみつという畜産関係の他の部門でございます。こちらについても、卵につきましては特にセンシティビティが高いと思われるものにつきまして、13 年目の関税撤廃という形で長い期間を取らせていただいているところでございます。鶏肉につきましても段階的 11 年という形で処置させていただいております。馬につきましては、妊娠馬についてはむしろ国産の体質強化するためにもつながりますので、即時撤廃とさせていただいているけれども、競走馬につきましては安い外国の馬が入って、特に地方競馬等での国産に影響があるといけませんので、価格に着目したセーフガードというのを、ここは他の品目でも価格に着目したものはないんですけども、措置させていただいております。取引価格が 850 万円よりも 10 パーセント低い場合については、低さに応じて高いセーフガード関税を加算するという仕組みでございます。馬のセーフガードの資料は 10 ページにございます。説明は省略させていただきます。

餌につきましては、むしろ餌の多様化が必要でございますので、横流れ防止措置を取った上で、麦等につきまして関税撤廃という形で措置させていただいてございます。12 ページは主な加工食品の合意内容でございます。こちらもものごとにセンシティビティを考慮いたしまして、特に砂糖関係、それから小麦の製品関係、それぞれについて比較的長い撤廃期間とさせていただいております。油につきましても、こめ油については 11 年目の撤廃という形にさせていただいているところでございます。

それから以下は省略させていただきますが、米等の運用と、それから林産物、水産物の詳細内容について資料を用意させていただいておりますので、詳しい動きにつきましてはそろそろ説明時間も尽きておりますので、質問のコーナーに回させていただきたいと思います。駆け足でございましたけれども、全貌を説明させていただいてございます。以上で

ございます。

○渡邊国際政策課長

ありがとうございました。続きまして、大筋合意を受けて本日開催されました第1回 TPP 総合対策本部におきまして、環太平洋パートナーシップ協定交渉の大筋合意を踏まえた、総合的な政策対応に関する基本方針が決定されました。その内容につきまして、佐藤総括審議官より説明を申し上げます。

○佐藤総括審議官

総括審議官の佐藤でございます。ただ今の大澤総括審議官の説明資料の何枚か後に資料がございます。タイトルが、環太平洋パートナーシップ TPP 協定交渉の大筋合意を踏まえた総合的な政策対応に関する基本方針というもので、ホチキス留めの2枚紙でございますが、これにつきましてご説明申し上げます。暗い照明の中で恐縮ですが、1ページ目の下のほうに(1)というものがございますが、その上の4行でございます。今日、TPP 総合対策本部、全閣僚がメンバーとなっておりますが、そこで決定いたしました基本方針の趣旨でございます。今般の合意を踏まえて、今後総合的な政策面で対応を行っていく際の基本目標を定めるということでございます。その基本目標は3点ございます。1点目がすぐ下の(1) TPP の活用促進による新たな市場開拓等ということでございます。2点目が次のページをおめくりいただきますと、(2)ということで、TPP を契機としたイノベーションの促進・産業活性化でございます。3点目が(3) TPP の影響に関する国民の不安の払拭ということでございます。特にこの点に関しまして、農林水産業でございますが、2段落下に、また、農林水産業についてはと始まる文章がございます。競争力の強化等を通じて、農林水産業を担う人々の懸念と不安を払拭するとともに、農林水産物の重要品目について、将来にわたって意欲ある農林漁業者が希望を持って経営に取り組めるようにすることにより、確実に再生産が可能となるよう、交渉で獲得した措置と合わせて、強くて豊かな日本の農林水産業、美しく活力ある農山漁村の構築に向けた万全の体质強化対策等を講じるということでございます。それで、この対策につきましては、そのすぐ下に2行ありますが、総合的な TPP 関連政策大綱というのを策定するということでございます。

具体的にどういう場で検討するかということが、お隣の3ページ目に書いてございます。3ページ目の2番、各種会議との連携の(1)農林水

産分野に係る対応につきましては、これもほとんどの閣僚をメンバーといたします、農林水産業・地域の活力創造本部、今日もこれが開催されましたけれども、ここで検討を進めると。農林水産業の話はここで進めるということでございます。具体的にどういうことを検討していくのかというのと、その裏の 4 ページ目でございます。4 ページ目には農林水産分野に係る基本方針というものが書かれております。TPP による新たな国際環境の下で、少し飛ばしますが、交渉で獲得した措置と合わせて政府一体となって万全の措置を講ずるということで、具体的には、農林水産物の重要品目について、将来にわたって意欲ある農林漁業者が希望を持って経営に取り組めるようにすることにより、確実に再生産が可能となるよう。ここまでは先ほどと同じですが、時期的な問題として、TPP 協定の締結について、国会の承認を求めるまでの間にということでございます。今回の合意の実施に伴い生ずる諸課題に対する対策について、全体像を取りまとめると。対策の実施に当たっては政府全体で責任を持って対応するということでございます。

その対策については大きく言って 2 項目。1 項目目が、強くて豊かな農林水産業、美しく活力ある農山漁村づくりに向けた体質強化対策ということで、例示で、担い手の育成・確保ですとか、農地集積・集約化、生産性の向上、国産の強みを生かした差別化や 6 次産業化等による高付加価値化。林業の分野ですと国産合板・製材への生産性向上。水産業ですと、持続可能な収益性の高い操業体制への転換、その他、国内外の新たな需要開拓といったような体質強化対策。併せて、外国産の輸入増大による影響度合いが大きい加工業の再編・合理化ということが挙げられております。

2 つ目の重要 5 品目等の対策であります。これにつきましては 1 番目の対策に加えまして、品目ごとの合意内容に応じて措置を講じるということで、お米につきましては備蓄運営による外国産米の主食用米生産に係る影響の食い止め。麦・甘味資源作物につきましては、国内産品の安定供給が図られるための環境整備。牛肉・豚肉・乳製品につきましては経営の継続・発展のための環境整備。こういった対策を今後考え、先ほど申し上げました大綱として盛り込んで実施をしていくということでございます。簡単ですが、以上でございます。

○渡邊国際政策課長

ありがとうございました。1 時間にわたる説明を聞いていただきましてありがとうございます。それでは質疑応答の時間に移らせていただき

たいと存じます。ご質問のある方におかれましては挙手をいただきまして、指名をさせていただきたいと存じます。係の者が控えておりまして、マイクをお渡しいたしますので、お名前、ご所属をおっしゃっていただきつつご発言をいただきたいというふうに思っております。何人かの方にご発言をいただきましたら、適宜のところで区切らせていただきまして、説明者側から発言をさせていただきたいと思っております。なおこの説明会の終了時刻でございますけれども、質疑応答の状況にもよりますけれども、一応のめどといたしまして、午後5時半頃としてはどうかと考えおりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

○都道府県 A

2点お尋ねをいたします。冒頭の事務次官からのあいさつの中にもありましたけれども、今後地方で説明等も行っていきたいというお話がございました。これにつきましては事務次官のからもお話ありましたとおり、現場のほう、特に生産者をはじめ、非常に大きな不安を私どもも声として伺っておりますので、これにつきましてはぜひとも調整をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それからもう1点ですけれども、最後にお話がありました、今後の対応策の話でございます。今後大綱等が策定をされるということでございますが、先ほどの説明では農林水産分野で行くと、国会の承認を求めるまでの間にというお話がありましたが、この辺もう少し具体的に言うといつぐらいというところは、ご回答いただけるのであればいただきたいなと思います。以上です。

○渡邊国際政策課長

では引き続きご質問のある方、挙手をいただければと思います。

○都道府県 B

先日の林大臣の会見の中にありましたけれども、このTPP合意の影響の試算というふうなものをする準備があるということでしたが、それが今どのような状態なのか、あるいは今後されるとすると、いつぐらいをめどに試算がされるのかということをお尋ねしたいと思います。以上、1点です。

○渡邊国際政策課長

ありがとうございました。

○団体 A

追加の資料の 5 ページについて少し質問させていただきます。ここには牛肉以外の牛肉製品についてのことが書いてありますけれども、同じ現行 12.8 パーセントの関税率のものでも、ハラミと牛タン、その下にあるレバー、牛肝臓、こういった同じ税率のものが、なぜ結果的には違う方法で関税が下がったり、あるいは撤廃時期が違ったりしているのかということと、現行 50 パーセントという牛肉よりも高い関税率の牛の頭肉、ほほ肉、ヘッドミート、チークミートについて、これはどのように関税が変わっていくのか。これについて分かればお聞かせ願いたいのと、それからこの TPP の発効時期の見通し。12 カ国ありますからそう簡単にはいかないのでしょうけれども、見通しがあればお聞かせ願えればと思います。

○渡邊国際政策課長

ありがとうございました。それではここでいったん区切らせていただきまして、説明者席のほうから順次コメントをさせていただきたいと存じます。

○佐藤大臣官房総括審議官

都道府県 A さんのほうから、対策はいつ頃かというご質問がございました。これは現時点では、質問にもありましたとおり、TPP 協定の国会承認を求めるまでの間に、対策の全体像を取りまとめるということなんです。TPP 協定の国会承認のスケジュールがいつになるかということありますけれども、これは今後政府全体で決めていくということで、現時点では明確にはお答えできないことをご理解いただければと思いますが、われわれ農林水産省としては、現場のかたがたの懸念ですとか不安といったものを払拭していくというためにも、早期に対策の全体像を取りまとめることが必要ではないかと考えております。当然のことながら TPP の対策は予算措置を伴うものでございますので、補正予算があれば補正予算、あるいはその後の当初予算でしっかりと対応できるように、今後の予算編成作業を勘案しながら、取りまとめ作業を急いでまいりたいというふうに考えております。

2 点目の、都道府県 B さんのほうからの影響の試算の話がございました。林前大臣が記者会見でお答えになっていたのは確かでございますが、

その際に内閣官房においてということを林大臣はおっしゃっていたと思いますが、試算につきましては内閣官房が中心になってやっていくことでございますので、責任を持ってお答えになるかどうか分かりませんが、内閣官房の現時点での考え方については、やはり経済効果を総合的に分析して、国民に分かりやすく説明したいというふうに内閣官房で考えております。ただその際に、関税の削減の効果だけではなくて、投資ですかサービスの自由化、あるいはグローバルバリューチェーンの創出がもたらす生産性向上効果、そういったものも含めた総合的な評価を行いたいということでございます。また分析の際には、経済財政資本会議と連携する必要がありますし、この TPP の協定参加国 12 カ国の関税データを整備する必要もあるということなので、やはり一定の時間は要するということのようございます。TPP 協定を国会で審議していただく前には、この分析効果をお示ししたいというのが現時点での内閣官房の意向でございまして、その中で農林水産分野の影響につきましても、前回 2 年前の影響試算のときにも内閣官房からの要請で農林水産省も協力した経緯もございます。今回もそういう形で協力をしてまいりたいというふうに考えております。

○大澤大臣官房総括審議官（国際）

まず、牛肉関係のご質問にお答えいたします。必要に応じて後で担当局長からも補足があれば話していただきたいと思いますけれども、まず、同じ 12.8 パーセントのもので、なぜ違う取り扱いかと申しますと、これは端的に申しまして、要求する国の要求の強さという面がまず一つございます。それから国内への影響という面もございます。そういうものをいろいろ考慮いたしまして、なるべく長い期間になるようにということでお交渉した結果でございます。

それから現行 50 パーセントのほほ肉についての取り扱いでございますけれども、今資料を持ち合わせてございませんので具体的な数字についてまではお話しできませんが、基本的に、重要 5 品目の最初のほうで説明いたしました、関税撤廃ではなくて関税削減のほうでございます。最終は 9 パーセントでございますけれども、そこまでに至る至り方は、現行の税率を考慮して、38.5 パーセントのものでも少しづつ高くなつて比例的に同じようになるように削減されていくという考え方でございます。なお、セーフガードにつきましては、セーフガードは 1 本で数量を計算いたしますので、このほほ肉等についても一つのセーフガードの中で数量としてカウントされて、全体が一定の数量に達したときにはセ

ーフガードが発動するという仕組みでございます。

それから発効規定、いつ発効するのかという観点につきましては、内閣官房の資料がございまして、内閣官房の資料というのは TPP 協定の概要になりますが、その第 30 章という、一番最後の 36 ページにございます。文章が長いので簡単に申しますと、まず署名しなければいけません。それから、署名の後ということでございます。署名はアメリカは少なくとも 10 月 5 日から 3 カ月以上はかかるということでございますので、来年の 1 月以降に全ての国が署名手続きを行うと。その後、国ごとにやり方は違いますけども、わが国の場合は批准のために国会での承認のための審議を行うということになりますが、その各国の発効のための手続きというのがそれぞれ終了するかどうかというので決まっております。初めの 2 年間は、全ての国でのそういう承認等の手続きの終了を待ちます。それで 12 カ国全てが OK となったときから、その 2 カ月後に発効いたします。それは現実的にはなかなか難しいのではないかとも言われています。そこで、署名後 2 年たっても手続きが終了しない場合にどうなるかと言いますと、その真ん中ぐらいにありますが、GDP の合計の少なくとも 85 パーセントを占める、少なくとも 6 カ国が準備が整ったというときに、そのときから 2 カ月後に発効するということになります。そうなりますと、2 年後に、GDP が大きいのは日本とアメリカでございますけど、日本、アメリカ、その他 6 カ国が、もし発効の準備ができていれば、その 2 カ月後ということになりますので、署名が例えば 1 月だったとしますと、2016 年の 1 月ですから、2018 年の 1 月のさらに 2 カ月後ですから、3 月という形になると思います。それがずれていけばまた後ろ倒しになっていくということでございます。

○渡邊国際政策課長

よろしいでしょうか。それでは引き続きまして、質問のある方におかれましては挙手をいただければと思います。

○都道府県 C

農林水産分野に係る基本方針の中の米の対策の部分で質問ですけれども、米につきましては備蓄運営で対策を考えていらっしゃるということですけれども、この具体的な仕組みみたいなところについて、もし検討を既にされている部分があればご説明いただきたいなという部分で。特に保管期間が終わった後の処理の仕方の部分、これは非食用米も含めて影響がないのかどうかという観点での質問になります。お願ひ

します。

○渡邊国際政策課長

ありがとうございました。他に質問のある方、おられますでしょうか。

○都道府県 D

2点ほど確認させていただきたいと思います。1点目が、今回追加資料で重要5品目以外の品目の資料が出てきていますけども、これが全部なのかどうかと。これ以外にもまた資料として、これ以外の品目の資料が出てくるのかどうかというのが一つです。もしこの後も資料が出てくるのだとすれば、速やかに情報提供をしていただきたいということが一つ。それから、さくらんぼの関税撤廃、6年で撤廃ということなんですが、段階的にということなんですが、毎年定率で税率が削減になっていくのか、それともある程度何年目のところでがくんと下がって、最後撤廃というふうになるのかというところを確認させていただきたいと思います。以上2点です。

○渡邊国際政策課長

質問ありがとうございました。他に質問のある方、もうおひとかた。

○団体 B

加糖調製品の部分について2点お伺いさせていただきます。1点目が、この調製品だとかそういったものに関しての原産国規制について、どこまでのどういった定義になるのか。加工地なのか、原料原産地なのか、何パーセントが含まれていればいいのかとか、そういったところ、分かっている部分があればご教授いただければと思います。もう1点ですけれども、枠の数量をそれぞれ設定されておりますが、この枠の割り当てに関する運用方法で決まっている部分があればご教授いただければと思います。以上です。

○渡邊国際政策課長

ありがとうございました。それではまたここでいったん区切らせていただきまして、説明者席のほうからご説明をさせていただきたいと存じます。

○柄澤政策統括官

まずお一人目の都道府県 C の方から、米の対策についてのお尋ねがご

ざいました。米の対策につきましては、今日お配りしている資料の中で、林前大臣の定例記者会見のメモが入っているかと思います。10月6日のメモが入っております。それをご覧いただければと思います。その3ページ目の下のほうに下線が引いてある所がございます。大臣のご発言の議事録でございますけれども、3ページの下の5行ぐらいの所をご覧いただきますと、読みますが、「毎年の政府備蓄米の運営、これを見直しまして、国別枠の輸入量に相当する数量の国産米を確実に政府が備蓄米として収穫前入札によって買い入れまして、市場に流通する主食用米の総量が増加しないようにすることを通じて、輸入量の増加が国産主食用の生産や価格に与える影響を遮断することによって、確実に再生産が可能となるようにしていきたい」、こういうふうに大臣がご発言されております。現段階ではこの方向が示されているということでございますが、もちろんこの具体的な運営の詳細につきましては、今後の対策の検討の中で詳細を詰めてまいりたいということでございます。なお、現在の備蓄米の仕組みは、ご案内のとおりいわゆる棚上げ備蓄ということでございますので、買い上げたものは基本的に逼迫した異常な事態が生じない限りは、再び主食用米に出すことはないということで、飼料用米ですか援助とかそういうところに回ってまいりますので、その時点での影響というのはほとんど考えにくいということだと思います。

それから、3人目の方の調整品の関係のお話でございますが、基本的にこの枠の運用等の問題につきましては、まだそこまで具体的な検討は進んでおりません。具体的な運用方針等については、今後の執行段階に向けて検討してまいりたいという段階でございます。

○今城生産局長

都道府県Dのほうからご質問がございました、園芸品目のその他について資料を出す予定があるのか、また品目について予定があるのかということでございますが、もちろんこれが全てではありません。多種多様な品目がございますので、もしこれが今知りたいんだというのがございましたら、言っていただければそれをお調べして、担当課のほうから。私は今全部は持ち合わせておりませんけれども、お知らせしますので、お尋ねいただければと思います。なお、いずれにしましてもこれだけではありませんので、今一生懸命資料のほうを作成しているところもございますので、できるだけ早くお知らせできればというふうには思っております。ただ、そうは言ってもおおございますので、今これが知りたいんだと、すぐ知りたいんだということがございましたらお尋ねいただけ

ればと。担当課のほうからきちんと答えさせます。

それから、さくらんぼ、一番ご关心だと思います。この削減のいわゆるスケジュールということでございますけれども、現行 8.5 パーセントの関税を、TPP が発効いたしますと、その初年度、まず最初に半減をして 4.3 パーセントになります。それから 6 年目にかけて、それは毎年同じ割合、今割り算すぐできませんけど、毎年同じ比率で下がっていって、6 年目から 0 になるという削減の予定ということになっております。

○大澤大臣官房総括審議官（国際）

補足的にご説明しますと、12 カ国の間でも大筋合意は決まっておりますけれども、細部の細部の全ての品目について、全ての運用まで含めて決まっているかと言いますと、そうでない部分もございます。案はございますけれども、それをまた各国がメールでやりとりをして、本当にこれでいいかどうかチェックをするという作業はまだ継続してございます。TPP 協定になると、最終的には全ての品目についてカチッとした形で関税が毎年どうなるかということが決まるはずですので、そうなったときにはわれわれもその資料をすぐに公表いたしたいと思っておりますけれども、現在そういうふうに最終確認中ということで、全てのものについて出すことはやめにしようという形で 12 カ国が合意されております。ただし、もちろんそうだからと言って、今日ご説明したような品目が今後変わり得るということはありません。それはそういうことなんでございますが、関税自体は全てのものを網羅しておりますので、実際誰も知らないようなものについても関税は決まっております。そういうところについても全部漏れがないかどうかという作業中でございます。

それから原産地の規則についても、実はまだこれは全ての EPA 交渉で、原産地の議論というのは一番最後までかかっておりますけれども、しばしば大筋合意の後までもかかっているという状況でございます。これもほぼ終息してはおりますけれども、まだ具体的にカチッとした形でのご説明する段階に至っておりませんので、その点はまたカチッしたことになり次第ご説明をしたいと思っております。

○渡邊国際政策課長

よろしいでしょうか。それではまた質疑を続けさせていただきたいと存じます。またご質問のおありになる方は挙手をお願いできればと思います

○都道府県 E

追加資料の中の 2 ページの園芸品目の関係で今もお話ありましたけど、オレンジの生果の関税が撤廃になるということ。昨日初めて全国各地の産地も聞かれて驚かれたのではないかと思います。今、これ以外にもあるということでしたので、例えばグレープフルーツはどうなのか、もしお分かりであれば教えていただきたいと思います。それから、同じ資料の 3 ページの、オレンジの 4 月から 11 月の段階的な関税撤廃について、1 年目にさくらんぼと同じように半減をして、その後関税が引き下げられて撤廃されるのか、その辺のことともお分かりでしたら教えていただきたいと思います。

○渡邊国際政策課長

ありがとうございました。また質問のある方、挙手をいただけますでしょうか。

○団体 C

先ほど事務次官のほうから地方での説明会をされるというのをお聞きしたんですが、私ども食品産業界等のセクターの個別の説明会のスケジュール感がもしお決まりでしたらお知らせいただきたいというのと、そのときに事前にある程度の意見を集約して、Q&A という形で出していただければありがたいなという要望でございます。

○渡邊国際政策課長

ありがとうございました。他に質問のある方。

○団体 D

私どもの会は食料産業局さんの中の食品製造課さんの所管の中に属しているんですけども、国内で砂糖やブドウ糖を焙焼してカラメル色素というものを作っております。年間の生産量は 1 万 8,000 トン、市場規模で言えば 100 億円ぐらいの小さな業態なんですけども、輸入カラメルについて、今関税が 50 パーセント掛かっているんですが、これが将来的にどうなるのかというのを伺えればなと思います。今すぐではなくても結構なので、また教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

○渡邊国際政策課長

ありがとうございました。

○団体 E

追加資料の 11 ページでございますけれども、こちらにその他の主な飼料原料とありますまして、飼料用のホエイ、現行は関税割当制度になっておりまして、枠内が無税ということですが、合意内容で即時関税撤廃というふうに表現されております。これは関税がなくなって自由に輸入できるようになるというような意味合いでしょうか。その辺を詳しく教えていただければと思います。

○渡邊国際政策課長

ありがとうございました。それではまたここでいったん区切らせていただきまして、説明者席のほうからコメントをさせていただきたいと存じます。

○佐藤大臣官房総括審議官

説明会のお話が出ましたが、これにつきましてはわれわれとしてもなるべく早く何らかの形で各現場にご説明する機会を設けなければならぬということは、冒頭、事務次官の本川のほうから申し上げたとおりでございますが、やり方につきましてはまだ正直申し上げまして決まっておりませんが、なるべく早急にやり方を決めたいと思っております。その際にご提案の分野ごとの説明会というようなこともニーズとしてはかなり耳に入っておりますので、そういうことも念頭に置いた上で説明会のやり方等、早急に詰めてまいりたいと思います。その際には当然 Q&A というものを作りまして周知をしていくということも考えておりますので。いずれにいたしましても、決まりましたらまた前広にお知らせをしたいと思います。

○今城生産局長

都道府県 E さんのはうから、まずグレープフルーツですが、関税は確かに撤廃だったと思います。すいません、撤廃だったんですが、何年、それからステージングについては、今持ち合わせておりませんが、後ほどご説明させていただきます。それからオレンジにつきましてでございます。これにつきましてはご承知のとおり季節関税なんですが、現在は 12 月から 5 月までと、それから 6 月から 11 月までということで関税をそ

れぞれ 16 パーセント。出回り期については 32 パーセント、それから夏のそうでないときには半分の 16 パーセントということですが、これはそれぞれ 4、5 月は実際には出回っていないということで、その区切りが少し変わります。それで、12 月から 3 月の現行 32 パーセントの関税につきましては、初年度、要するに発効した最初の年は 25.6 パーセントになります。そのまま 3 年間据え置きまして、以後毎年同じ割合で削減し、8 年目に撤廃という形になります。それで 4 月から 11 月、この期間につきましては、4 月から 5 月は現行 32 パーセント、6 月から 11 月は 16 パーセントなんですが、これにつきましては最初から毎年同じ割合で、6 年目に撤廃するということになりました。従って複雑になるんですが、4、5 月は 32 パーセントから始まって 6 年目に撤廃、6 月から 11 月は 16 パーセントから始まって毎年同じ割合で削減して 6 年目に撤廃ということになります。

それから団体 E さんからご質問ございました飼料用ホエイですが、これはすみません、不正確なことを言うとあれなので、後ほどきちんとご説明しますが、枠外を撤廃するということは、当然枠外の税率がなくなるということなんですが、当然飼料用ということでの確認が多分必要だと思いますので、そこをきちんとお調べした上でご説明させていただきたいと思います。

○大澤大臣官房総括審議官（国際）

グレープフルーツについては決まっておりますので、今は手持ちの資料がないだけですので、今役所から資料を起こさせておりますので、少し時間がかかるかもしれません、本日の会合の終わりまでにお答えしたいと思います。

○渡邊国際政策課長

よろしいでしょうか。失礼いたしました。

○櫻庭食料産業局長

団体 D さんから輸入カラメルの状況でございます。担当に今精査させておりますので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○渡邊国際政策課長

それでは、また質疑を続けたいと存じます。引き続き質問のある方におかれましては挙手をお願いしたいと存じます。

○団体 F

説明の冒頭の中で、関税撤廃率が 95 パーセントだというようなお話をあったかと思うのですが、例えば重要 5 品目は 586 あったかと思いますけれども、これではどうなのか。あるいは農林水産物の中でこれまでの EPA 等で撤廃したことのない品目が 834 あったかと思いますが、これについてどうなのかというところを教えていただければと思います。

○渡邊国際政策課長

ありがとうございます。他にご質問のある方おられましたら挙手をお願いいたします。

○都道府県 F

基本方針の件で 1 点確認をさせていただきたいと思います。輸入農産物の増加が見込まれる中で、これに見合った検疫体制の強化というようなものもご検討されるのかどうか。併せて、備えとしての国内防疫の強化といったものも基本方針の対策として考えていらっしゃるのかどうか、そういう点を確認したいと思います。

○渡邊国際政策課長

ありがとうございます。それから前のほうで今手の挙がっておられた方、お願ひいたします。

○団体 G

よろしくお願ひします。意見というよりは要望として 2 点ほどお願ひしたいのですが、1 点は、先ほど地方でのセクターごとの説明会というのをございましたが、今回見ますと、加工食品なり調整品等でまだ表に出ていない品目が相当あるということを業界としても懸念しておりますので、まずは中央の各業界団体のほうにきちんとそうした加工なり調整品についての情報提供を速やかにお願いしたいというのが 1 点でございます。もう 1 点は、とかく対策と言うと農業関係に重点がおかれるんですが、やはり食品産業としても安定的に食料を供給する責任を国内農業と合わせて有していると認識しておりますので、ぜひ中央の大きな団体と含めまして、地方の中小企業も食品業界 99 パーセントとおおござりますので、そういうところにも細やかな配慮をいただいて、食品産業についての支援策についても、先ほど対策本部のほうで一応項目が上

がっておりましたが、ぜひ検討をよろしくお願ひしたいと思います。

○渡邊国際政策課長

ありがとうございました。それではまたここでいったん区切らせていただきますと、説明者席のほうからよろしくお願ひいたします。

○大澤大臣官房総括審議官（国際）

団体 F からのご質問であります、全体の中で 834 品目、あるいは重要 5 品目であります 586 品目についての撤廃か撤廃でないかの状況ということでございますが、今 95 パーセントの撤廃というのは概数でございまして、先ほども少しお話しましたけれども、全てのラインごとの精査はまさに現在 12 カ国の中で作業中でございます。この個別のものがどうなったかといいますのは、それまで 12 カ国とも明らかにしないというルールになっておりまして、もう少し時間がかかります。もう少しのめどは、最終的な締め切りというのはいつになるのか実はよく分からないんですけども、確度の高くなってくるのは恐らく来週ぐらいになると思います。ですので、来週段階でも概数という形ではございますけれども、今のご要望にはお応えできるように作業を急ぎたいと思っております。現在ではまだそういう準備の状況にないということはご理解いただきたいと思いますが、各国の作業の進展状況を見ながら概数という形で示していきたいというに考えております。

○佐藤大臣官房総括審議官

都道府県 F のほうから輸入増大に伴う検疫体制の強化という話もありました。また、TPP 対策として食品産業への対策というお話もありました。いずれにいたしましても、ご質問の中にもありましたけれども、これから TPP 総合対策本部、あるいは活力創造本部を中心に対策を議論していくことになると思いますが、万全の措置を講ずるということに照らして、また、どのような影響が具体に出てくるかということも踏まえながら対策を検討していくことになろうかと思います。

○櫻庭食料産業局長

団体 D さんに対しての先ほどのご質問に対するお答えでございます。カラメルでございます。現行は 50 パーセントまたはキログラム当たり 25 円の高いほうという関税になっておりますが、10 年かけて段階的に撤廃すると。従って 11 年目には撤廃ということで聞いております。削

減の方法につきましてはまだ手元に資料がございませんので、後日団体 D さんのほうにお知らせしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○大澤大臣官房総括審議官（国際）

この TPP 合意に合わせて検疫体制をどうするかということのご質問がございました。TPP の中では、WTO のいわゆる SPS 協定という協定の実効性を高めるといいますか、透明性を高めるといいますか、そういう観点からの一定の手続きについては定められておりますけれども、輸入の自由化の拡大に伴う各国の検疫体制という形では議論が行われていないところでございます。ただ、検疫の問題につきましては、科学的な根拠に基づいてしっかりと体制を整えていくというのは、この協定にかかわらず課題だとは思っておりますので、実際に協定が発効してどういうニーズが出てくるかにもよりますけれども、いずれにしろ必要な措置をしっかりとやっていくということはやっていきたいというふうに考えております。

○渡邊国際政策課長

よろしいでしょうか。では引き続き質問のある方におかれましては举手をいただければと存じます。

○都道府県 G

本日の資料ではないんですけども、新聞で拝見しまして、備蓄米の年間の量なんですけれども 20 万トンから 33 万トンに拡大されるという記事を拝見したんですけども、その増加の内訳と言いますか、考え方を教えていただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

○渡邊国際政策課長

ありがとうございました。他に質問のある方、おられますでしょうか。

○団体 H

追加資料の 2 ページ目、トマト加工品の合意内容について 1 点質問なんですけれども、トマトピューレ・ペーストは段階的に 6 年目に撤廃、トマトケチャップなどに関しましては段階的に 6 から 11 年目に関税撤廃ということなんですが、段階的というのは先ほどのさくらんぼと同じ

ように、初年度に大幅に減って、その後均等になるのか、それともこの6年間、もしくは11年間、全て均等になるのか。その辺りの状況について、もし決まっているようであればアドバイスいただきたいと思います。

○渡邊国際政策課長

ありがとうございました。今質問された方のお近くでもうおひとかた、手を挙げておられましたでしょうか。

○都道府県 H

林産物についてなんですけれども、日本側から相手国側に輸出する場合の関税率等について、今後整理されたものが出てくるのか、その辺を伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○渡邊国際政策課長

ありがとうございました。もうおひとかた、ご質問ある方おられますでしょうか。

○都道府県 I

同じく追加資料の2ページ目なんですけれども、リンゴの生果についての関税の考え方も動き方を教えていただきたいのと、次のリンゴ果汁について、8から11年目ということで、ものが決まっていって8から11というもので分かれているのか、お知らせいただければと思います。

○渡邊国際政策課長

ありがとうございました。それではいったんここでまた区切らせていただきまして、ご説明をさせていただきたいと存じます。

○柄澤政策統括官

お一人目の都道府県 G の方から米の備蓄運営の関係でご質問がございました。この関係につきましては、先ほど私が読み上げさせていただきました林大臣の議事録の方向が全てでございまして、今おっしゃられたような、数字も含めた詳細については今後の検討ということでございます。

○今城生産局長

団体 H さんからのご質問でございます。これにつきましては、まずここ

の資料に書いてあるとおりですけど、トマトピューレ・ペーストについては現行 16 パーセントの枠外税率。これは枠内は既に無税でございますけど、ここを段階的に削減で 6 年目に関税撤廃ということで、そこは毎年同じ比率です。それで関税撤廃ということですので、外枠がなくなるので、要するに関税割当もなくなるというふうにご理解いただければと思います。それからトマトケチャップ、ソースにつきましては、これは 11 年目に関税撤廃ということで、6 から 11 年目と書いてありますけれども、トマトケチャップ、トマトソースは 11 年目に関税撤廃ということで、これも毎年同じ比率で削減ということでございます。それからトマトジュースにつきましては、これは 6 年目に関税撤廃ということでございますので、これも同じ比率で削減ということでございます。

それから都道府県 I さんからご質問がありましたりんごでございます。これにつきましては、生果については現行 17 パーセントの関税が掛かっております。これにつきましては、初年度というのは発効して最初に 12.7 パーセントでスタートします。それを 11 年目まで段階的に均等に毎年同じ割合で削減して撤廃ということになります。よろしいでしょうか。

○牧元林野庁林政部長

林産物の関係で、輸出の関係でご質問いただいたところでございます。この林産物の輸出の関係につきましては、各国の税率を精査する必要がございまして、現在まだ整理中ということでございます。整理ができましたらご報告をさせていただきたいと思います。

○渡邊国際政策課長

よろしいでしょうか。

○今城生産局長

先ほどのりんごの生果で、これは客観的なお話として申し上げますと、現在輸入されているのは TPP 諸国ではほぼニュージーランドだけでございまして、これも大きさが大体 70 万トン強、80 万トンある中で、約 2,000 トン前後、またはそれ以下ということでございます。

○渡邊国際政策課長

それでは引き続き質疑を続けさせていただきたいと思います。ご質問のある方おられましたら、挙手をお願いしたいと存じます。

○都道府県 J

よろしくお願ひします。初めに、先ほどから話が出てる地方での説明会、佐藤総括審議官のお話を頂いて、まだ詳細は決まっていないということなんですが、この地方というのは農水局単位にやるのか都道府県単位に細かくやっていただけるのか、そこだけお聞かせをいただければと思うんですが。要望とすれば、できれば都道府県単位でやっていただければというふうに思います。あと、本日の説明会以降に、先ほど来出ているような関税率の詳細をお聞きしたいというときには、どちらの部署へお問い合わせすればいいのか。今お答えを聞いてると生産局長がお答えをしているのですが、生産局へお聞きすればいいのか、国際部のほうがいいのか、そこら辺の窓口はどちらなのか教えていただければと思いますが。

○渡邊国際政策課長

ありがとうございます。

○都道府県 I

先ほど質問は出たんですけども、りんごの生果は 12.7 パーセントからスタートということなんですが、果汁のところはどういう割合になっているのかと、もう 1 点は、なしの輸出は即時撤廃ということになっているのですが、それから日本に入ってくる外国産のりんご、例えばニュージーランドから日本に入ってきた部分の撤廃とか、こういったことを知りたいんですけども。

○渡邊国際政策課長

ありがとうございました。

○都道府県 I

今の二つ目の質問の訂正なんですが、りんごの輸出のほうの大筋合意の、資料で行きますと 16 ページに牛肉から魚、なし、即時撤廃になしが入っておりますが、りんごはこの辺検討されておりますか。その 2 点お願ひします。

○渡邊国際政策課長

ありがとうございました。

○団体 I

今ほどのページ、16 ページの、わが国の輸出関心品目に関する大筋合意の中にしょうゆが入っておりますが、6 年でアメリカの現行 3 パーセントが撤廃ということですが、これも年ごとにどのようにになっているのか。それに対して、これはわが国の関税も一方でどうなのかというはあると思うんですが、しょうゆの日本の輸入関税が 7.2 パーセントぐらいだったと思うんですが、それはどうなるのか。そういうことを教えていただきたいのですが。

○渡邊国際政策課長

ありがとうございました。それではここで区切らせていただきまして、説明者席のほうからコメントをさせていただきたいと存じます。

○佐藤大臣官房総括審議官

説明会について農政局単位か県単位かというお話で、県単位でお願いしたいというお話がございました。ご希望として承っておきたいと思います。まだ結論は一切出ておりませんけれども、早く皆さんに周知をし、あるいは対策に向けての要望を聞くという一方で、やはりしっかりと現場にまで染みわたるように説明したいと。われわれもその二つのはざまで悩むことになると思いますが、いずれにしろまだ決まっておりませんので、ご要望として承りたいと思います。

○大澤大臣官房総括審議官（国際）

関税の詳細の問い合わせ先でございますけれども、基本的には国際部国際経済課、またはそれぞれの担当が各団体の方なり、各県の東京事務所等を通じて明らかな場合は各担当課に直接、品目別の担当課に直接ということでも構いませんし、その辺はわれわれとしてはご迷惑をお掛けすることのないように、その場で対応できるように体制を整えたいというふうに思っております。

○今城生産局長

りんご果汁の輸入のほうの削減の仕方でございますけれども、これは現行 19.1 パーセント、34 パーセントまたは 23 円のうち高いほうの関税ということですが、これについては毎年同じ割合で削減するということになります。それぞれ果汁の中身によって、8 年目又は 11 年目となっ

ております。これもそれぞれお知りになりたいでしょうから、これも今持ち合わせていませんので、どの関税が適用される部分が 8 年で、どの関税が適用される部分が 11 年なのか。そこについても調べてお話ししさせていただきます。

それから、りんごの輸出のほうでございます。これについては TPP、相手国が 11 カ国ですが、既にりんごの生果の関税がないのがアメリカ、カナダ、豪州、ニュージーランド、シンガポール、ブルネイ。これらの国はもう既に現在、現行税率が 0 でございます。その中で関税があります国に対しまして、メキシコは今回の TPP 合意内容で、従来メキシコ EPA では関税割当だったんですけども、これを 15 年撤廃ということになっております。それから、チリ、ペルー、マレーシア、ここに対しては即時撤廃です。それからタイ、ベトナムに対しては 5 年撤廃ということになっております。ただ、これは少し難しい問題がありまして、いわゆる植物検疫の問題がございますので、メキシコ、チリ、ペルーについては検疫条件が整っていませんので現時点では輸出できないと。関税を 0 にしましたけども、できないという状況は変わっておりません。それからベトナムにつきましては先般協議が整いまして、ベトナムに対してりんごを輸出できる条件が整いました。今年産からは無理かもしれないのですが、確か園地条件が掛かっていると思うので、話が整ったのでできるようになるということになります。以上です。

○櫻庭食料産業局長

しょうゆのお問い合わせがありました。この 16 ページにありますように、アメリカについてはこういうことになっておりますけれども、その他の国について今精査中でございます。でき次第お伝えしたいと思います。それから輸入の部分のしょうゆでございますが、ご指摘のとおり 7.2 パーセントの関税でございますけれども、これは 5 年かけて段階的に撤廃という形になっております。その削減の方法については、今手持ちがございませんのでまた後ほどお伝えしたいと思います。よろしくお願いします。

○大澤大臣官房総括審議官（国際）

しょうゆについて若干補足させていただきますと、今分かる限りでお話しをいたしますと、網羅的にはまた後ほどということになるのですが、例えばベトナムですと、今 30 パーセントの関税が掛かっております。EPA で少し下がっておりますけれども、それでもそれが一応 5 年で撤

廃。それからメキシコは 20 パーセントの関税が掛かっておりますが、即時撤廃。カナダも 9.5 パーセント掛かっておりますけど即時撤廃。マレーシアも 10 パーセントのものが即時撤廃などなど。例示ですけれどもそういう状況になっております。

○渡邊国際政策課長

よろしいでしょうか。

○大澤大臣官房総括審議官（国際）

すみません、もう一つ。先ほどの都道府県 E の方からのグレープフルーツでございますけれども、生果については毎年徐々に削減していくまして 6 年目で撤廃、ジュースにつきましてはブリックス値によって違いますが、ブリックス値 20 パーセント以上でかつ無糖のものについては 6 年目に撤廃。その他のものについては 8 年目に撤廃ということになっております。

○渡邊国際政策課長

よろしいでしょうか。では質疑応答を続けさせていただきます。挙手のほうをお願いいたします。

○団体 J

また特定の品目で大変恐縮ですけれども、ビーフン、米を原料とした加工品、麺でございますけれども、こちらのまた関税の撤廃加減というのを教えていただきたいと思っております。ビーフンというのはいわゆる日本米、ジャポニカ種には製造に向いていなくて、国内で流通しているほとんどの約 6,000 トンが、世界から輸入されている長粒種インディカ米を原料としてほとんど輸入されているという状況でございます。よろしくお願いいたします。また、追加資料 2 ページ目の米の所でございまして、米の加工品の所で、合計 13 品目であったりとか、調整品 13 品目、加工品 16 品目というふうに品目数は書かれておりますけれども、こちらでまた具体的な品目名がありましたら教えていただきたいと思っております。

○渡邊国際政策課長

ありがとうございます。他に質問のある方おられますでしょうか。では中央の前のブロック、一番後ろの方、お願ひします。

○団体 K

本日のご説明の中には私どもの品目は書かれていませんので、後で出てくるのだろうと思うのですが、いずれにしましてもご要望をしておきたいのですがよろしいでしょうか。実は私ども、輸入された小麦粉を使って、それを原料に製品を作っています。私のほうはグルテンとでんぶんを作っているのですが、これらは関税が撤廃されてしまいと競争にならない。要するにマークアップが付いていますから、その原料を使って出来上がったものと、全く関税の掛かっていないものとの競争はできないことになってしまいますので、何らかの対策をお願いしたいということでございます。

○渡邊国際政策課長

ありがとうございました。他にご発言されたい方。

○都道府県 K

豚肉についてお伺いしたいんですが、先ほどの説明にありますように、組み合わせ輸入されているという実態があろうかと思います。ご説明の中で分岐価格が下がらなければというお話があったんですが、実際にこれだけ従量税が 50 円まで下がってきますと、ある程度安いものも入ってくる可能性が相当高くなるのではないかというふうに思うんですが。その辺はこれから先の話なので分からぬ点もあるかと思いますが、教えていただければと思います。

○渡邊国際政策課長

他に質問のある方おられました、挙手をお願いしたいと存じます。

○団体 L

農林水産分野における基本方針の所の、1 の農林水産加工業の再編・合理化を推進することなんですかけれども、要は合理化をする産業について支援するという意味合いであれば分かるんですけれども、合理化というのは言葉尻を捉えてはいけないですけど、あまりいい意味も含まないので、こここの意味の解釈のところと。食肉の関係なんですかとも、流通業とは言われているんですけれども生鮮品ではあるんですけれども、加工工程、生体から、枝肉、部分肉、精肉ということで加工工程が入るんですけれども、そういう部分もこここの農林水産加工業という

ことで読めるのかどうか。こちらを確認させていただきたいと思います。

○渡邊国際政策課長

ありがとうございました。またここでいったん区切らせていただきまして、説明者席のほうからコメントさせていただきたいと存じます。

○柄澤政策統括官

お一人目の方から米関連の調整品、ビーフン等の問題、それからお二人目の方から小麦関係の調整品のお尋ねがございました。調整品の関係は非常にタリフラインが多いものですから、資料上、米の下の部分、あるいは小麦の下の部分に例示、あるいはくくった形で書いてございますので、恐縮ですが、よろしければこの後個別に担当のほうから詳細をご説明させていただきたいと思います。あるいはご心配の向きも具体的にお聞きしたいと思いますので、そういう対応でお許しいただきたいと思います。

○今城生産局長

都道府県 K さんの方から、豚肉の差額関税割当の分岐点価格を中心とした、いわゆるセット輸入と申しますか、そのお話でございます。ご説明させていただいたとおり、現在 524 円のところで一番関税が安くなると。これは大体 23 円に相当するんですけど、現行は数字を取ってみると大体そこになっていて、そういう実態にあるということでございます。これが、いわゆる従量税の部分が下がっていく、従価税の部分も最終的には 0 パーセントになるわけでございますが。ものすごく端的に言うと、分岐点価格のところのセット輸入をすれば関税は 0。従量税部分で入れようすると 50 円という関税の差になるので、普通考えれば 0 円と 50 円どっちを払うのかなということになるんですけども、おっしゃるとおり、50 円まで下がった場合に、300 数円の部位が 350 円ということになったとき一体どうなるのかというご心配だと思います。実は現在のセット輸入の実態も、関税で取れるのは実際に払われた税額だけなので、その割合とかがはっきり分からないので、現時点において必ずこうですと断言できるわけではないんですけども、今申し上げた合理的な理由だけではひょっとしたら説明できないかもしれないし、実際どうなるかというのはなかなか説明が難しうございますので。そういうこともあるってこの従量税部分を中心とした 399 円以下のところにセーフガードを措置しているということあります。従いまして、そのとこ

ろで非常に懸念があるということもございますので、そういうことも視野に入れながら対策面ということもあるうかなどというふうに考えております。

それから加工の話はまた全体的にお話しますけれども、当然食肉の加工のところということもあるんですが、それはそれで、いわゆる全体のコスト削減という中での、現在でも流通加工に対するいろんな調整背策等行っておると思いますので、そういうことも視野に入れながら、合理化という言葉尻とおっしゃいましたけど、確かにそういうことだけではなくて、コスト削減という観点からどう考えるかということも当然視野に入っているというふうにご理解いただければと思います。全体の話はまた官房からお願ひします。

○櫻庭食料産業局長

この関税削減等によりまして、今の補足的申しますと、輸入品との競争が激しくなった場合、競争するために生産性をどうやって向上するのかとか、あるいは製品の付加価値をどうやって向上させるのかということが非常に重要になってくると思います。そのためには特に中小企業におきましては、資本、あるいは人材の制約から、なかなか取り組みが困難なケースがあるかと思います。既に中小企業者向けに対しては、そのようなことに対する、例えばコストダウンのための製造ラインを新設するとか、あるいは自動化するとか、いろんなテーマがあるかと思いますけれども、そういう状況に対して税制、金融補助制度というのは準備しておるところでございます。また、特定農産加工法に基づく具体策というのもありますけれども、今後、私どもはこの状況に応じて、また地方の声をお伺いしながら、足らざるものは何なのか、そういうものをしっかりとお伺いして万全の対策を取っていきたいなと思っております。そのためにも皆さまのご意見なりそういうものをどしどし寄せられていただければありがたいなと思っております。以上でございます。

○渡邊国際政策課長

よろしいでしょうか。引き続きましてご質問のある方におかれましては举手をお願いしたいと存じます。

○団体 M

少しポイントがずれるかもしれないんですけども、今回 TPP で大筋合意に至った内容で、砂糖に関してなんですか TPP 加盟国で

ある豪州が、日本に砂糖を輸出するにあたってアドバンテージを与えられたという形になると思うんですけども、既に ASEAN と日本のほうで EPA を結んでいて、そちらと今回の TPP の内容が当然違っていて、ASEAN のほうから提携内容について改善をしてほしいというような要請とか依頼とか当然来るものと予想されるんですが、その場合の日本政府のご対応方針とかもし決まっていれば、見解をお聞かせいただければなと思います。

○渡邊国際政策課長

ありがとうございました。他に質問のある方おられますでしょうか。お願いいいたします。

○都道府県 L

米についてなんですけれども、オーストラリアとアメリカからの別枠だけで、あとは基本守られたということと、林前大臣が備蓄米としてその分は買い入れるという対策を示されたところなんですけれども、農水省といたしまして、これによって米の価格そのものは維持できるというふうなご認識でよろしいのでしょうかという点が 1 点です。あと二つございまして、備蓄米にも関係するんですけれども、今回の合意内容を見ておりますと、飼料用のほうにいろんなところを、備蓄用米の放出先もそうですし、他の枠外のやつについても飼料用米のほうは結構緩和されたなという感を受けていますけど、そうなると当然飼料米とかの価格そのものが下落の方向に向かうのではないかというふうに感じているんですけども。そういう点につきましても今後の対策のほうに入っていくのでしょうかということが 2 点目です。3 点目は予防なんですけれども、輸出に関しまして、なかなか情報がないということで、TPP の成果としてこの国に対する食料品関係の輸出関税がこうなりましたよというものについて、早急に示していただければなと思っております。よろしくお願いいいたします。

A：ありがとうございます。

○都道府県 M

水産物の関係で 3 点ほどお尋ねいたします。まず水産物のほうが、関税の他に品目ごとに輸入できる数量等が決まっているかと思いますが、その辺りについて、現状維持となっているのか、変更が行われるのかを聞かせていただければと思います。それから輸出の関係で、ベトナム以

外の国で関税撤廃、もしくは関税が低くなった国があるのかというのもお願いします。それから 3 点目に、アメリカやベトナムのように、検疫等で輸入制限が掛かっている部分があるかと思いますが、この辺りの制度が維持されるのか緩和されるのか、以上 3 点お願いします。

○渡邊国際政策課長

ありがとうございました。それではまたここでいいたん区切らせていただきまして、説明者席のほうからコメントを頂ければと存じます。

○柄澤政策統括官

お一人目の方から砂糖の関係のご質問がございました。確かにおっしゃるように、砂糖について見ても今回の合意によって、具体的には豪州ということだと思いますけれども、豪州が今回の合意によりまして高糖度原料糖の取り決めの部分につきまして、一定のアドバンテージを持つというのは確かに事実だと思います。ただ、別に砂糖に限らず、あらゆる品目について今回の TPP の加盟国が他の非 TPP 加盟国に対していろんな物資についてアドバンテージを持つわけでございますので、品目ごとの対応というよりも、既存の EPA についてどうするかというのはまた政府全体として大所高所からの判断だということだと思います。

それから、2 番目の方からお米の関係について二つご質問がありました。一つ目、米の関係で、価格面で影響が出るのかというようなお話をうながすと思います。繰り返してございますが、備蓄運営の関係で、先ほど申し上げました林大臣の会見の議事録にもございますように、備蓄運営の見直しによって国産主食用米の生産や価格に与える影響を遮断するという方向で対策を打つということを明確におっしゃっていただいております。ご心配のようなことがないような見直しをして、対策を打つていきたいということだと思います。それから飼料用米につきましては、今回の TPP に限らず、私ども 26 年産以来、皆さまがたにご協力いただきまして 27 年産は非常に飼料米を伸ばすことができてきたわけでございます。飼料米については、基本的に日本が 1,000 万トンも輸入しております飼料用のトウモロコシに代替していくということで、現実はトウモロコシ同等の価格で取引がされているということでございます。現在まだ伸びたとはいえ数十万トンのオーダーでございます。1,000 万トンに対して数十万トンのオーダーでございますので、飼料米が若干伸びたところで、飼料米相場、あるいはトウモロコシの相場に影響を与えるという次元ではないというふうに理解しております。

○水田水産庁魚政部長

都道府県 M さんからお話をございました水産物の関係でございますが、3 点ご質問をいただきました。1 点目の、いわゆる IQ 制度についてだと思いますけれども、これにつきましては今回の TPP で特に取り上げられることはなく、議論されることはなかったところでございまして、そのままということでございます。それから、2 番目の輸出に関連いたしまして、ベトナム以外での関税の状況ということでございますけれども、これにつきましてはベトナム以外でも、例えばメキシコでございますけれども、メキシコにつきましては 17 パーセント程度の高い関税率が、例えばサバとかブリとか、こういった品目、サンマもございます。こういったものにつきましても、多くの品目につきまして即時、あるいは 5 年、10 年での撤廃という形で関税の撤廃を獲得しているというところでございます。それから、3 点目は検疫の関係で、今手元に資料がございませんので、後ほどまたお答えしたいと思います。

○櫻庭食料産業局長

砂糖の方から輸出全般のお話がありましたけれども、確かに今回各市場の物品のアクセス問題とありますけれども、これで全て輸出環境が整うというわけではないんです。実は、投資関係がどうなっているか、小売りの規制がどうなっているか。そういう章がまだ別途あります。今その外資規制の緩和とかそういうのを全部精査中でございます。これをしっかりと精査した上で、いろんなルートを通じて業界に情報提供していきたいという具合に考えているところでございます。今回は日本を含めて 12 カ国、11 カ国を相手に輸出をということでございますが、現状で言いますと、この 11 カ国で農林水産物・食品の輸出額の約 3 割を占めています。非常に大きなウエイトを占めていますので、こういったところを、今作っております国別、品目別の輸出戦略がございます。その中を、各品目の部会をもう一回見直しまして、きちんとした戦略を作っていく対処していきたいという具合に考えておりますし。それは全体の総合対策の中で、その流れの中で沿って進めていくべきものだと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○大澤大臣官房総括審議官（国際）

全体的な EPA の今後の戦略について、まだ政府全体で決まったところはございませんけれども、ごく一般論だけ申し上げますと、まず TPP

は 21 世紀型の新たなルールを構築というのを最大の眼目にいたしております。ですので、ものの関税撤廃率が高いだけではなく、サービスや投資の自由化、こういうものについても今までのレベルにない状況になっております。それから知的財産に関する新しいルール、電子商取引、それから国有企業、ベトナム等、途上国には国有企業が多いわけでございまして、そこが非常に不透明な運用を、外国から見るとそういうことになっているわけでございますけれども、そういうものの透明化。それから環境や労働の規律、これは WTO で行きますと、途上国が低い環境基準なり低い労働基準を基に、非常にコストの低いものを作っているということの問題が提起されるわけでございますけれども、WTO では途上国の反対もありまして、一つのルールができないところを、初めて環境、労働についても一定のルールが決まったというような、全体としてのパッケージの中で関税の取り扱いも決まってきたわけでございます。単に TPP でこういうことになったから他の協定でも、ということになる前に、それでは他のルールの分野はどうなっているのかということを精査した上で個別に判断されるようになるというふうに考えておりますので、何もかもが自動的にということではないということは思っております。

○渡邊国際政策課長

よろしいでしょうか。引き続き発言を希望される方におかれましては举手をお願いしたいと存じます。どうぞ。

○都道府県 N

後になってお伺いするのは申し訳ないのですが、品目別の、先ほど園芸ということで幾つか出されまして、そこには、都道府県 N で行けばイチゴということで、その辺りの輸入の関税とか、その辺りの内容をお知らせいただければと思います。あと要望として、先ほど都道府県 J さんにもありましたとおり、各県での細かな説明というのを私からも重ねてお願いできればというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○渡邊国際政策課長

ありがとうございます。他に発言希望の方、おられますでしょうか。どうぞ。

○都道府県 A

2回目で申し訳ございません。何点か確認をしたいんですけども、まず、今日資料に付けていただいている林農林水産大臣のコメントがあって、冒頭の記者会見の中で、要は国会決議に対する見解なんですけれども、まず農水省というか大臣としては国会決議には反していないというふうな理解をされているということでいいのかどうか。それがこの合意内容だけでもって反していないというふうに考えられているのか、万全の措置とセットで反していないというふうに理解していいのか、その辺もしこメントが頂ければお願ひをしたいと思います。

それから、米なり麦については、今回 SBS 枠でありますとか TPP 枠ということで、それぞれ枠が設けられていますけれども、これは確認ですけれども、あくまでもこれは枠として設けたのであって、必ずその数量を入れなければならぬというものではないということでよいのかどうかということが 2 点目。そうしたときに、特に米についてなんですが、追加資料の 13 ページ、米の国別における SBS 方式の運用についてという所の、10 番目の項目にレビューの実施ということで、3 年度中 2 年度で数量が消化されなかった場合には最低マークアップを一時的に引き下げるみたいなことが書いてあるんですけども、義務でないとすると、なんで下げるのかなというのがよく分からぬので、その辺りについて知見があればお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、麦の関係なんですけれども、飼料用小麦については民間貿易のほうに移行するということで記載がされていますけれども、民間貿易に移行するということは、既存の WTO 枠については TPP 以外の国からも食料用が入ってくる可能性は否定できないということでよいのかどうかということを確認をさせてください。以上です。

○渡邊国際政策課長

ありがとうございました。他に希望される方はおられますでしょうか。

○都道府県 O

先ほど来、各ブロック、地域での説明会をしていただけるということでございますけれども、都道府県 O の場合、重要 5 品目等、各品目を抱えてございますし、また各地域も広いということもございますので、開催場所も都道府県 O 内各地域等々、品目も各品目等でやっていただければ幸いでございます。以上でございます。

○渡邊国際政策課長

ありがとうございました。他にご希望の方、おられますでしょうか。

○都道府県 P

都道府県 P の場合は果実生産が中心ということで、特に今回オレンジの問題がかなり産地のほうでは心配をしておりまして、関税が撤廃されるということの中で、現場に対してかなり危機感を持っておりますので、十分に納得していただけるような説明であったり、全国みかん生産府県知事会議なんかでも多分かなりその辺関心を持たれていますので、また農林水産さんの方からその辺に対して十分なご説明なりをお願いしたいなというのと。緩和対策ということの中で、どの程度検討されているのか分かりませんが、例えば収入減少補てんであるとか、その辺についても具体的なお話を頂けるようであれば。なかなかこれから対策についてはご検討いただくところだと思うんですが、今後ともその辺よろしくお願ひいたします。

○渡邊国際政策課長

ありがとうございました。それではここで区切らせていただきまして、説明者席の方からコメントをさせていただきます。

○今城生産局長

まず都道府県 N さんのイチゴですけれども、これは非常に残念ながら即時撤廃ということになってございます。ただ輸入量はほとんどなかつたのではないか。手元に資料がないのですが、記憶しております。それから、都道府県 P 方から、非常にご心配の向き、当然だと思います。そこは私どももしっかり、まずどういう現状にあって、今も例えればみかんとオレンジとは価格差が 2 倍程度ある中で、ある程度すみわけができるという理解で輸入オレンジ価格と国産のみかんの価格が実績上は連動していないということをしっかり説明させていただきたいというふうに思っています。それから対策のことについてはまさにこれからなんですけれども、果汁のほうにつきましては、過去、果樹経（果樹経営安定対策）というのをやっていたわけですけど、あまり評判が良くなくて、現在の改植ですとか、そういうところ中心の現行制度になっているというふうにご理解していただきたいんですけど。その中で、やはり果汁等についての懸念もあると思いますし、それから外国産との違いとして、手でむきやすい等、ナイフを使わなきゃいけないというところでありますとか、カットフルーツとかそういうことでのご

懸念もあると思いますので、そういうことに着目しながらいろんなことを考えていくべきだと思っています。

○柄澤政策統括官

米と麦について二つお尋ねがございました。まず、米にしても麦にしても、今回設けられます国別枠につきましては、ご指摘のとおり SBS の方式で輸入をするということになっております。この SBS の方式につきましては、米でやっておりますような既存の WTO 枠の中での SBS と、基本的に同様の仕組みでやるということが予定されております。従いまして、例えば米の 26 年産、10 万トンの枠の中で国産の価格の低迷によりまして、1 万トンだけが埋まると。それから一昨年は 10 万トンの中で 6 万トンだけが埋まると。そういう年もあるわけでございます。申し込みがなければそもそも不落になってしまいますので、そういうような基本的な性格を持っているということでございます。ですから、ご指摘のように一般輸入のように国が自ら直接買うということではございませんので、そういう意味で、義務というふうなことではないということでございます。そういった中で、今回国別枠につきましては追加資料にもございますように、他にない仕組みでございますので、この SBS はもう少し透明化したほうがいいのではないかというような指摘もございました関係で、今回の TPP の取り決めの中で、運用改善、より透明性を高めるという観点からの技術的な変更を行うことにしております。

しかしこういった透明性を高める技術的な変更を行うことによりましても、さっき申し上げましたような SBS 方式の基本的な性格は変わりません。変わりませんので、場合によったら不落になるという性格は基本的に変わらないというふうにご理解いただきたいと思います。それから、麦につきまして、ご指摘のように大麦、小麦の所に書いてございますように、飼料用のものを民間貿易に移行しますと、既存の WTO 枠が空くじゃないかと。その分またエクストラに輸入されるんじゃないかという趣旨のご指摘だと思います。これにつきましてはそうではございません。今現在、小麦にしても大麦にしましても、必要なものを必要なだけ輸入していると。場合によっては枠を超えて輸入している年もあるということでございまして、止めているということは全くございません。それは世界中、WTO の加盟国全てからそのようになっておりますので、今回飼料用の移行をした後で、何かエクストラな国内の需要が出れば別ですけれども、この制度変更自体によってエクストラな輸入が起こると

いうことは想定されないということだと思います。

○松島農林水産審議官

先ほど、林大臣の記者会見のコメントについて、大臣、または農水省として、今回の合意内容が決議との関係でどう考えているのかというお話をございまして、決議との整合性については、これは国会でもたびたび議論がありましたけれども、これは国会での決議、国会での意図表明でございますので、この合意内容が決議に反しているかどうかというご判断というのは、これから国会で審議をしていただく中で、国会においてご判断をいただくということだろうと思っております。しかしながら、今回、林大臣が、記者会見で、先ほどお話がありましたようにご答弁申し上げましたのは、本日もいろいろ品目ごとにさまざまな合意内容につきましてご質問、ご意見がございますが、政府としましてはそれぞれの品目の特殊性ですか、特性または貿易状態、そういうことを総合的に判断いたしまして、ぎりぎりの交渉をした結果として、今日ご説明していただいているような内容になったと。ただ、この合意内容だけで、必ずしも再生産が確実と言えない部分もあろうかと思いますので、これについては先ほど来ご説明申し上げていますように、制度全体として万全の対策を講じることによって農業者のかたがたに安心して農業に取り組んでいただくと。再生産を確保していただくというところで、全体としてこの合意内容についてご判断いただきたいということであろうと考えているところでございます。

○渡邊国際政策課長

よろしいでしょうか。

○水田水産庁魚政部長

先ほど都道府県 M さんからの質問がございました、水産物の検疫の関係でございますけれども、今回の TPP において、水産物の検疫について特に変更があるというわけではございませんということについては申し上げておきたいと思います。以上でございます。

○渡邊国際政策課長

よろしいでしょうか。大体予定の時刻となりましたけれども、さらに質問希望の方おられましたら、挙手をお願いしたいと存じます。そちらの方、お願いします。

○団体 N

終わりかけてすみません。今日は本当にいいタイミングで、非常に農水の皆さん、次官以下フルメンバーで説明していただきまして、本当に的確な答えありがとうございました。意見も答えもあれなんですかけれども、1点だけ今後の施策を考えるときに、皆さんお分かりなんであまりあれですかけれども、お願ひしたいことがございます。

例えは一つの事例で、植物油自体、例えは食品産業、コア産業ということですけれども、これまでこういうこともいずれ来るんだろうということで、長い間構造改革等積極的にやってきたわけなんですが、今回例えは畜産が相当ハードな関税削減になるということで、私どもの関係がミール（油かす）を通じてあるわけです。そうすると今後の対策を考えるときに、やはり産業間の連携といいますか、各省の連携をしながら全体としてのフードシステムズがどうなるのかということを考えていただいて、皆さんもご案内だと思いますけれども、対策を講じていただければと思いますので、今後ともご指導、ご鞭撻、よろしくお願ひしたいと思います。最後になりますて恐縮ですが、よろしくお願ひいたします。

○渡邊国際政策課長

ありがとうございました。他にございますでしょうか。それでは、大体時間でございますので、最後に本川農林水産事務次官から発言がございます。

○本川農林水産事務次官

今日は本当に長い間、皆さんありがとうございました。私は用があつて途中で抜けたわけでございますが、いろんな意見を頂いたというふうに、今、松島農林水産審議官から伺いました。説明会の件、どこまでどの広さでやれるかというのは、こちらの人員にも限りがありますので、できる限りのことをやりたいと思いますが、また追っていろいろとご相談、ご連絡をさせていただきたいなと思います。それから内容につきましてはいろいろご質問いただきて、そういう点も含めて私どもはこれからまた分かりやすい説明ができるように、いろんな工夫をしていきたいというふうに思います。今日ご理解いただいたことをできるだけ近隣のかたがたにご伝達をいただくように、まずはお願ひをすると同時に、今後ともいろいろこういう形でご相談を申し上げていきたいと思いますので、引き続きのご指導、ご鞭撻をよろしくお願ひいたします、本日

の御礼のあいさつにいたします。どうもありがとうございました。

○渡邊国際政策課長

ありがとうございました。本日の説明会は以上をもって閉会とさせて
いただきたいと存じます。ありがとうございました。